

令和 8 年熊本地震により被災された学生への授業料等免除について

令和 8 年熊本地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の地震により、災害救助法適用地域で被災された世帯で、次のいずれかの要件に該当する学生が、家計急変で修学継続が困難になった場合、令和 8 年度半期分の授業料及び施設費を免除します。

記

1. 対象者

学資を主に負担されている方が、災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の「り災証明書（原本のみ）」により、その家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」であると証明された場合、または学資を主に負担されている方が災害救助法適用の災害によって「死亡」または「行方不明」になっておられる場合。

注 1 学資を主に負担されている方とは、学生の保護者（保証人）をさします。

注 2 留学生も上記対象者に該当する場合は申請できます。

注 3 本学の特待生等に採用され授業料減免や給費を受けている場合、減免額もしくは給付額との差額を免除します。ただし、今年度、本学の給費生に採用されている場合、この減免には申請できません。

注 4 高等教育無償化制度（日本学生支援機構給付奨学生）に採用されている場合、減免額との差額を免除します。

なお、学部生で居住する家屋への被害は少ないながらも地震の影響により、学資負担者の自営業の維持が困難、会社が倒産または失職等に伴い、家計が急変した場合は給費生制度等がありますので、学生課へ問い合わせてください。

2. 申請書配布・受付期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）～令和 8 年 10 月 9 日（金）

3. 申請書類

地震被害授業料等免除申請書（所定用紙）

り災証明書（原本のみ可） ※取得が間に合わない場合は事前に受付窓口にご相談ください

学資負担者死亡または行方不明の場合は、それを確認できる書類

4. 申請書受取・提出・問い合わせ窓口

第一部・第二部学部生：学生課 4 号館 1 階（096-372-7279）平日 8:45～17:15

大学院生：大学院事務室 14 号館 5 階（096-371-8036）平日 8:45～17:15

※第二部学部生・大学院生で平日 8:45～17:15 での受取・提出が難しい場合、個別に対応しますので、学生課・大学院事務室までご相談ください。

【申請提出期限：10月9日(金)】

令和8年熊本地震により被災された方の 被災授業料等免除申請書

令和 8 年 ____ 月 ____ 日

熊本学園大学長 殿

※太枠内を記入してください。

学 籍 番 号			
所 属	研究科	専攻	課程
フリガナ			
氏 名			
住 所	〒 -		
連 絡 先	電話番号	-	-
	携帯番号	-	-

学 資 負 担 者 氏 名			
学 資 負 担 者	〒 -		
被 災 地 住 所			
学 資 負 担 者 連 絡 先	電話番号	-	-

令和8年熊本地震により、私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしている
ので、免除を許可くださるようお願いします。

記

※以下の該当箇所に☑を記入してください。

免 除 対 象					
① 学資負担者の家屋等が	☐ 全壊	☐ 大規模半壊	☐ 中規模半壊	☐ 半壊	☐ 床上浸水
② 学資負担者が	☐ 死亡	☐ 行方不明			

申請理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入してください。

(注意事項)

- 「り災証明書」等の公的証明書を必ず添付してください。証明書が公的機関の都合で提出期限までに用意できない場合は、申請した証明などを先に提出してください。※
- 被災状況に応じて免除が決定されますが、「り災証明書」の提出があるまで免除結果は保留となります。
- 上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求めることがあります。

※既に「り災証明書」申請中で申請証明がない方は☑を入れてください。→ ☐り災証明書申請中

◎申請希望者は、早めに「り災証明書」申請手続きをお願いします。

大学院事務室 14号館5階 (096-371-8036)

日本学生支援機構寄附金事業 「JASSO災害支援金」のご案内

元奨学生や篤志家の方々などから寄せられた寄附金を基に
「JASSO災害支援金」事業を実施しています。

事業の目的

自然災害等により、学生又はその父母等の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるようJASSO災害支援金の支給を行います。

支給額

10万円（返還不要）

申請および推薦期間

自然災害等の発生から6か月以内であり、かつ、当該学生の在学期間中に推薦を受け付けます。

支援金の申請方法および推薦方法

学生は、本機構が指定する申請書類を在学する学校に提出し、学校は、申請書類を確認の上、本機構に推薦します。

支援金の申請に係る詳細および様式は本機構ホームページをご覧ください。

審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を本機構で審査のうえ、支給の可否について学校を通じてお知らせします。
また、支給対象者には、指定口座に支援金を振込みます。

●詳細については本機構ホームページをご覧ください

JASSO災害支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>



●お問い合わせ

ご不明な点は、**在学中の学校を通じてお問い合わせください。**

広報課寄附金室 JASSO災害支援金担当

☎ 03-6743-3185 9時～17時30分（土日祝日、年末年始を除く）



日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

申請日 年 月 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えてJASSO災害支援金の支給を申請します。

学校名			学部・学科・ 研究科名								
学籍番号			学年	年							
氏名（自署）											
罹災住所											
罹災住所の 居住状況	本人居住 ・ 本人非居住（居住者氏名： 、本人との続柄： ）										
罹災日											
罹災事由											
罹災状況	全壊 ・ 半壊 ・ 全焼 ・ 半焼失 ・ 全流出 ・ 半流出 ・ 全埋没 ・ 半埋没 ・ 床上浸水 ・ 長期避難										
連絡先 電話番号											
振込口座 ※1、2、3	金融機関名	銀行・信用金庫・ 労働金庫・信用組合			金融機関コード						
	支店名	支店			支店コード						
	口座名義 （カナ）			口座番号 ※右詰めで記載							
外国籍の場合 ・該当する在留資格の番号 に✓をしてください。 ・いずれにも該当しない場 合は、申請できません。	☐ 1 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等			・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等のうち1点							
	☐ 2 定住者で、将来日本に永住する意思がある。										
	☐ 3 家族滞在で、将来日本に定着し就労する意思があり、次の全てに当てはまる。 ・日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本に入国した。 ・日本の小学校、中学校、高等学校を卒業した（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。			・「在留カード」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等 のうち1点 + ・日本で出生したことを証する書類 又は 「外国人出入国記録の写し※」（原本）等 ※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録							

【注意事項】

- ※1 学生本人名義の普通預金口座に限ります。
- ※2 以下の金融機関は取扱いをしていません。
農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
- ※3 インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。

【添付書類】以下の書類を添えて、学校に提出してください。

- ・罹災証明書（コピー可）
もしくは、罹災証明書がすぐに発行されない場合は自治体等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー（銀行名、支店名、口座番号、口座名義 がわかるように）
- ・外国籍の場合は、表中の在留資格に対応した書類を添付

※ ご記入いただいた情報は、JASSO災害支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

【記入例】 様式1_申請書（日本人学生用）

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

申請日 2027 年 1 月 10 日

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO災害支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えてJASSO災害支援金の支給を申請します。

学校名	JASSO大学	学部・学科・研究科名	▲▲学部▲▲▲学科							
学籍番号	FG11D1111	学年	3 年							
氏名（自署）	機構 太郎		必ず自署のこと					罹災証明書の住所と世帯主住所が不一致の場合は、同一住所を示していることを確認のうえ、学校担当者に申し出ること。		
罹災住所	●●●●●●●●●●									
罹災住所の居住状況	本人居住・本人非居住（居住者氏名： 機構 一郎、本人との続柄： 父）									
罹災日	※罹災証明書記載の罹災事由に基づくものと 令和8年8月30日		被害の程度		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
罹災事由	令和8年8月30日発生のため		損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）		50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満
罹災状況	全壊・半壊・全焼・半焼失・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水・長期避難									
連絡先電話番号	××× - ×××× - ××××									
振込口座 ※1、2、3	金融機関名	〇〇〇 銀行 信用金庫・労働金庫・信用組合	金融機関コード	123						
	支店名	〇〇〇 支店	支店コード	123						
	口座名義（カナ）	キコウ タロウ	口座番号 ※右詰めで記載	1	2	3	4	5	6	7
外国籍の場合 ・該当する在留資格の番号に✓をしてください。 ・いずれにも該当しない場合は、申請できません。	□ 1 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等		・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本）等のうち1点							
	□ 2 定住者で、将来日本に永住する意思がある。									
	□ 3 家族滞在で、将来日本に定着し就労する意思があり、次の全てに当てはまる。 ・日本で出生、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本に入国した。 ・日本の小学校、中学校、高等学校を卒業した（高校卒業程度認定試験合格者を含む）。		・「在留カード」（コピー） ・「住民票の写し」（原本）等のうち1点 + ・日本で出生したことを証する書類 又は「外国人出入国記録の写し※」（原本）等 ※申請者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録							

- 【注意事項】
- ※1 学生本人名義の普通預金口座に限ります。
 - ※2 以下の金融機関は取扱いをしていません。
農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
 - ※3 インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。

【添付書類】以下の書類を添えて、学校に提出してください。

- ・罹災証明書（コピー可）
もしくは、罹災証明書がすぐに発行されない場合は自治体等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー（銀行名、支店名、口座番号、口座名義 がわかるように）
- ・外国籍の場合は、表中の在留資格に対応した書類を添付

※ ご記入いただいた情報は、JASSO災害支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

JASSO 災害支援金に関する Q&A
【2026 年 4 月 1 日版】

<用語の説明>

- 申請** 学生が、学校を通じて JASSO へ JASSO 災害支援金を申し込むこと。
- 推薦** 学校が、学生から提出された申請書類を確認のうえ、JASSO へ学生の JASSO 災害支援金の申請について学校長名で推薦すること。

<返還の有無>

- 【Q 1】 JASSO 災害支援金は、返還の必要がありますか。**
- A 1. 返還の必要はありません。
ただし、申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合にはその限りではありません。

<申請資格>

- 【Q 2】 入学前の罹災を理由に申請できますか。**
- A 2. 申請できません。
在学中の罹災のみ対象となります。
- 【Q 3】 現在、休学していますが、申請できますか。**
- A 3. 休学中の罹災については申請できません。
ただし、罹災後に休学した場合は申請できます。
- 【Q 4】 大学 4 年生で罹災しました。来年度、大学院に進学しますが、申請期限の 6 か月以内であれば、進学した大学院から申請できますか。**
- A 4. 申請できません。
罹災時の在学において、学籍がある期間内に申請してください。
最終学年の学生の場合は、卒業年度の最終日（指定する期日）までに学校から機構へ推薦する必要があるため、学校への申請書類の提出日にご留意ください。
- 【Q 5】 すでに卒業していますが、在学中の罹災について申請できますか。**
- A 5. 申請できません。
推薦時に、日本国内の大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程又は専攻科に在学している必要があります。
- 【Q 6】 海外留学中ですが申請できますか。なお、留学先は海外大学日本校ではありません。**
- A 6. 学生本人が居住している海外の住宅で罹災した場合は、申請できません。
ただし、短期の留学のため、生活の本拠として居住している日本国内の住宅から一時的に離れている間に国内の住宅が罹災した場合は申請可能です。また、学生が短期の留学中に、父母の居住する国内の住居が罹災した場合も申請可能です。

【Q 7】 海外大学日本校に在学中ですが申請できますか。

A 7. 申請できます。

手続きについては、「3.申請のしかた（2）海外大学の日本校に在学している日本人学生」を確認してください。

【Q 8】 通信教育課程所属の学生は申請できますか。

A 8. 申請できます。

通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程及び専攻科）、放送大学全科履修課程に在学している学生は対象となります。

【Q 9】 現在、専攻科に属している者は、申請できますか。

A 9. 申請できます（通信教育課程を含む）。

<学修状況>

【Q 10】 成績不振のため、現在留年中ですが、申請できますか。

A 10. 留年中に罹災した場合は申請できません。

【Q 11】 現在は留年していませんが、成績不振のため、卒業延期が決まっています。申請できますか。

A 11. 申請できません。成績不振による留年と同様とみなします。

【Q 12】 現在は進級していますが、過去に留年した学生は対象になりますか。

A 12. 罹災時及び申請時に、成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む。）による留年中ではなく、また、推薦時に留年中（留年見込みを含む。）でなければ、対象となります。

<災害の対象>

【Q 13】 自然災害以外でも対象となりますか。

A 13. 罹災の原因は、事故等、人的な災害も対象となります。

【Q 14】 罹災事由が異なる場合は、同じ学生でも複数回申請できますか。

A 14. 同一の災害による支給は 1 回のみですが、罹災の原因となった自然災害等が異なる場合は、改めて申請できます。

【Q 15】 学生が生活の本拠として居住している住宅ではなく、当該学生の父母が居住もしくは商売を営んでいる住宅が罹災し、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合は対象となりますか。

A 15. 当該学生の父母が、生活の本拠として居住する国内の住宅であれば、対象となります。

ただし、商売を営んでいる住宅で、生活の実態がない場合は対象外です。

【Q16】 住民登録をしていない場合や、借家、下宿でも対象となりますか。

A16. 住民登録がない場合でも、生活の本拠として居住する国内の住宅であれば、対象となります。また、借家や下宿でも対象となります。
ただし、学校の管理簿上の届出住所と同一である必要があります。

【Q17】 研修のため一時的に住んでいた住宅で罹災しましたが、対象となりますか。

A17. 研修・アルバイト等による一時的な住宅は、生活の本拠として日常的に居住している住宅とはいえないため、対象外です。

<その他>

【Q18】 JASSO 災害支援金と日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金・給付奨学金）を共に受けることはできますか。

A18. それぞれ申請条件・手続方法が異なりますが、条件に合えば共に受けることは可能です。

【Q19】 現在、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていますが、JASSO 災害支援金の給付を受けると貸与総額が変わりますか。

A19. 奨学金の貸与総額が変わることはありません。

【Q20】 日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていません。JASSO 災害支援金を申請できますか。

A20. 申請できます。
申請資格を満たせば、日本学生支援機構の奨学金の貸与及び給付を受けていない学生も申請できます。

【Q21】 他の団体の奨学金や災害支援を受けています。申請できますか。

A21. 申請できます。

【Q22】 申請書の罹災住所と学校の管理簿に記された届出住所が一致しませんでした。申請できますか。

A22. 申請できません。
申請書の罹災住所と学校の管理簿上の届出住所は同一である必要があります。

<受付期間>

【Q23】 申請はいつまで受け付けられますか。

A23. 自然災害等が発生した月（罹災した月）の翌月から数えて、6 か月を超えない期間内に学校から本機構に推薦書類を発送する必要があります。
例：罹災が4月中の場合は、同年10月31日（消印有効）が受付期限
ただし、最終学年の学生の場合、卒業年度の最終日（指定する期日）までに推薦する必要があります。学生が申請書類を学校へ提出する期日にご留意ください。

<申請・推薦手続き>

【Q24】 学校ごとに推薦人数の制限はありますか。

A 24. 制限はありません。
申請資格を満たす学生は全員、申請・推薦を順次行ってください。

【Q25】 申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。

A 25. 返送書類受領後、原則として、1 か月以内に再提出してください。

【Q26】 罹災証明書の記載内容が申請資格を満たさなかったため、推薦を取り下げたいのですが、どうすればよいですか。

A 26. 「推薦取下げ依頼書」（様式任意）を提出してください。
必要記載内容：推薦を取り下げる理由、取り下げたい対象学生の氏名等、記入日、学校名、学（校）長氏名

【Q27】 書類はどこに送ればよいですか。

A 27. 下記の宛先までお送りください。
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7
独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室
JASSO 災害支援金担当

<提出書類>

【Q28】 支援金の振込口座にゆうちょ銀行の口座を使用したいのですが、「様式 1_申請書：日本人学生用」の支店名と口座番号にはどの番号を記載すればよいですか。

A 28. ゆうちょ銀行の通帳を見開いたページに記載されている「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください」欄の、【店名】と【口座番号】を記入してください。

【Q31】 罹災証明書に、「全壊・半壊・全焼・半焼失等」の罹災の程度の記載がない場合はどうすればよいですか。

A 31. 自然災害による罹災の場合、「災害対策基本法」に基づき罹災証明書には住宅の被害の程度を証明することが定められています。罹災証明書の発行元に被害の程度を必ず確認してください。

火災の場合で罹災証明書に「全焼・半焼失」の記載がない場合は、罹災証明書に加え、被害の程度が「全焼・半焼失」であることを証する書類(※)を添付してください。

以下の場合支援金の対象外です。

- ・ 自己申告による場合
- ・ 準半壊、部分焼、ぼや
- ・ 消火活動にともなう水損

※ 火災保険会社による損害状況の確認書類などの写し。新聞記事の写し。

※ 罹災証明書に面積の記載がある場合は、対象住居の面積がわかる書類 等。

<支給時期>

【Q34】 申請後、何日後に支給されますか。

A 34. 災害の状況、申請者の人数により異なります。支給日は学校を通じてお知らせします。